

第 27 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 9 月 29 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 36 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（2 名）	1 番	石川	雅洋
	20 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 3 号 農地台帳整備に係る現地目の確認について
 - 第 4 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 現況証明について

- 6 事務局長 高橋 宏邦
- 農地振興係長 広田 瑞恵
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主任 南 敦朗
- 農地振興係主事補 折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第27回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、2番加藤委員、3番大野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、1番石川委員、20番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」幕別町内に農地を所有している農地所有適格法人については農地法第6条第1項の規定により毎年農業委員会に報告書を提出することが定められておりますが、北海道農業会議から報告書の受理について総会で取り扱うよう研修会等で指導があったため今回の総会から報告事項として随時取り扱っていくものであります。平成28年提出分については、9月末現在「有限会社帯広ファーム」他19法人について報告書が提出されております。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。詳細につきましては別紙1をご覧ください。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げます。何かご質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>題といたします。事務局から報告第2号1番から3番について説明をいたします。</p> <p>報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページの3件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番から3番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番、2番を説明いたします。</p> <p>報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について確認をしておりますので報告いたします。案件は議案書2ページの2件でございます。9月21日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号1番、2番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されている事を確認しましたので報告します。案件は議案書3ページの平成27年10月29日に許可をしておりました1件でございます。8月30日付で完了報告を受理し、今月21日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認され</p>

ました。

議長

次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

15番

15番説明いたします。この案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号2番について事務局から説明を申し上げます。

事務局

【議案第1号2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書1ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第1号3番、4番につきましては、白木委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第1号3番、4番について事務局から説明をいたします。

(13番 白木委員退席)

事務局

【議案第1号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号3番、4番は原案のとおり可決されました。

(13番 白木委員着席)

議長

次に議案第1号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。これらの案件は、今月 21 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 7 番から 8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 7 番から 8 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。これらの案件は、今月 23 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 7 番から 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 7 番から 8 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号9番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、平成26年12月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番ご説明いたします。この案件は、経営移譲に伴う親から子への使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えます。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号2番、3番について議案書をもとに朗読】**

これらの案件は別添調査書2ページ、3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。これらの案件は、経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響がないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでありますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号4番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えます。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでありますのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第3条調査書5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件につきましては、今月21日に齋藤委員、大澤委員、事務局とで現地調査を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号6番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第2号6番について事務局から説明をいたします。

(10番 渡邊委員退席)

事務局

【議案第2号6番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第3条調査書6ページに記載されておりますよう

に、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件につきましては、本来渡邊委員が地区担当であります。議事参与に当たる事から、私が地区担当委員として現地調査いたしましたのでご説明いたします。今月21日に齋藤委員、大澤委員、事務局とで現地調査を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については事務局ご説明とおりであります。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号6番は原案のとおり可決されました。
(10番 渡邊委員着席)

議長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は今月21日に、加藤委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、農地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番、3番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】**

本案件につきましては、筆界未定地案件であります。筆界未定地につきましては、地積調査が行われた際に何らかの理由により所有者間で境界を確認できなかったため、筆界が未定のまま処理されてしまった土地のことであります。そのため、議案にお示ししてある図面では1筆の土地として表示されていますが、実際にはこの土地の中に申請人と異なる所有者の土地が存在しております。そのため、現地調査前に事務局段階で事前聞き取りを行ったうえで現地調査を実施いたしております。双方とも筆界未定につきましては理解し承諾済みであることから、特に問題のある案件ではないと考え、本日の総会でご審議いただくものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月21日に齋藤委員、大澤委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。
これもちまして、第27回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 ご起立願います。ご苦労様でした。